春日井市特定保育事業実施委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育所が実施する特定保育事業に対する特定 保育事業委託費(以下「委託費」と言う。)の支払いについて必要な 事項を定めるものとする。

(委託事業者)

第2条 市長は、特定保育事業を実施する市内の民間保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により設立された民間保育所をいう。以下「保育所」という。)を経営する者(以下「委託事業者」という。)に対し、予算の範囲内において委託費を支払うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、特定保育事業(以下「事業」という。)とは、春日井市特定保育事業実施要綱(平成17年10月1日施行)第2条に規定する事業をいう。

(事業の要件)

- 第4条 委託の対象となる事業は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第 63号。以下「最低基準」という。)第33条第2項により、児童の年 齢に応じて定める保育士数を満たすこと。
 - (2) 利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすこと。

(委託費の額等)

- 第5条 委託費は、別表に定める委託基準額と委託対象経費の実支出額 (総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額)とを比較してい ずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の 端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 2 前項の委託費の使途は、人件費、給食費、光熱費その他市長が認め る経費とする。

(委託費の請求)

第6条 委託費の支払いを受けようとする者は、四半期毎に特定保育事業委託費請求書(第1号様式)に特定保育事業実施状況確認書(第2号様式)及び特定保育事業支出明細書(第3号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(委託費支払の決定)

第7条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、委託費の支払いを決定するものとする。

(委託費の支払等)

第8条 委託費は、請求毎に支払うものとする。ただし、市長が特別の 理由があると認めたときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 委託事業者は、事業が終了した日から3日以内に、当該事業年度の特定保育事業実績報告書(第4号様式)に特定保育事業実績調書(第5号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(支払決定の取消等)

- 第10条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、委託費の支払決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既 に支払った委託費の全部若しくは一部を返還させることがある。
 - (1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は委託費の支払について不正の行為があったとき。
 - (3) この要綱又は委託費の目的に違反したとき。

(帳簿等の備え付け)

第11条 委託事業者は、当該事業の実施に関する帳簿を備え、その収入 額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管 し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、委託事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することがある。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市特定保育事業実施委託要綱の規 定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわら ず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市特定保育事業実施委託要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市特定保育事業実施委託要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表 (第5条関係)

次の基本額に加算額を加えて得た額

- 1 基本額 月額229,500円
- 2 加算額 1月当たりの利用児童1人につき、次の額を加算する。

対象児童の	対象児童の年齢					
利用日数	3歳未満児	3歳以上児				
1週につき2日	18,300円	9,400円				
1週につき3日	26, 100円	13,500円				

委託基準額

備考

- 1 3歳未満児とは、当該年度の4月1日において3歳未満である児童をいう。
- 2 3歳以上児とは、当該年度の4月1日において3歳 以上である児童をいう。

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所施設名氏 名

年度 特定保育事業委託費請求書

このことについて、特定保育事業委託要綱第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額

円

2 内訳

対象経費の実支出額A	寄付金その他の収入 B	委託基準額C	A-BとCを比較して低い額(委託額)
円	円	円	円

3 添付書類

- (1) 特定保育事業実施状況確認書(第2号様式)
- (2) 特定保育事業支出明細書(第3号様式)

第2号様式(第6条関係)

年度 特定保育事業実施状況確認書

保育所名

TO TAKEN FOR A NOW YOUR END FE						<u> </u>					
特定保育対象児童数						基準額					
利用	日数	月	月	月	合計	基本額 (月額単価×対象月数)	加算額 (単価×人数)	合 計			
	3歳未満児 (人)						円 (円× 人)				
1週につ き2日	3歳以上児(人)						円 (円× 人)				
	合 計 (人)					円					
	3歳未満児 (人)					(円× 月)	円 (円× 人)	円			
1週につ き3日	3歳以上児(人)						円 (円× 人)				
	合 計 (人)										

第3号様式(第6条関係)

年度	特定保育事業支出明細
1/×	

保育所名	
不月刀石	

担当常勤職員人件費

氏 名	本 俸	管理職手当	扶養手当	調整手当	通勤手当	住宅手当	期末勤勉	超過勤務	社会保険	合 計
合 計										A

担当非常勤職員人件費

その他の支出	予 定

氏 名		3	支 給 額	ĺ	
	時給	円×	時間×	日=	円
	時給	円×	時間×	日 =	円
	時給	円×	時間×	日=	円
合 計	В				円

支出予定項目	金額
	円
	円
	円
合 計	C 円

対象経費の合計

A	円 + B	円+C	円=	円
---	-------	-----	----	---

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 施設名 氏 名

年度 特定保育事業実績報告書

春日井市特定保育事業委託要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 委託費総額

円

対象経費の支出額A	寄付金その他の収入 B	委託基準額C	A-BとCを比較して低い額(委託額)
円	円	円	円

2 添付書類

特定保育事業実績調書(第5号様式)

第5号様式(第9条関係)

年度 特定保育事業実績調書

保育所名

											<u> </u>			
特定保育対象児童数														
利用日数	対象児童	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	3 歳未満児 (人)													
1週につき	3歳以上児													
2 日	(人)													
	合 計													
	(人)													
	3歳未満児													
	(人)													
1週につき	3歳以上児													
3 日	(人)													
	合 計													
	(人)													

基本額	月額単価						合 計
加算額		3歳未満児			3歳以上児		(基本額+加算額)
1週につき2日利用	単価	円×対象児童	人	単価	円×対象児童	人	Ш
1週につき3日利用	単価	円×対象児童	人	単価	円×対象児童	人	

第3号様式(第6条関係)

年度	特定保育事業支出明細書
1/×	

保育所名		
木 月 八 一		

担当常勤職員人件費

氏 名	本 俸	特殊業務	管理職手当	扶養手当	調整手当	通勤手当	住宅手当	期末勤勉	超過勤務	社会保険	合	計
合 計											A	

担当非常勤職員人件費

氏 名		支 給 額	
	時給 円×	時間× 日=	円
	時給 円×	時間× 日=	円
	時給 円×	時間× 日=	円
合 計	В		円

その他の支出予定

支出予定項目	金額
	円
	円
	円
合 計	C 円

対象経費の合計

A	円 + B	円+C	円=	円